

大学教育質保証・評価センター 会員規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人大学教育質保証・評価センター一定款第36条第2項に基づき、一般財団法人大学教育質保証・評価センター（以下、「本センター」という）の会員について定めるものである。

(資格)

第2条 会員となることができる者は、本センターの目的、事業に賛同する大学等で、本センターの代表理事の承認を得た大学等とする。

(会員)

第3条 会員は本センターの事業運営に積極的に協力するものとする。

2 会員は会費を納めるものとする。

(理事会への報告)

第4条 代表理事は新たに会員となった大学について、理事会に報告しなければならない。

(入会手続)

第5条 会員となるには、所定の入会申込書を本センター事務局に提出するものとする。

(会費)

第6条 第3条第2項の会費は別表のとおりとし、毎年5月末日までに納入するものとする。ただし、代表理事が特に必要と認める場合は、理事会の議を経て、会費の全部又は一部を免除できるものとする。

(会費の不返還)

第7条 会員が既に納入した会費は、これを返還しない。

(代表者の届出)

第8条 会員は本センターに対して代表者一人を定め、届出なければならない。

(資格の喪失)

第9条 会員は、次の事由によって資格を喪失する。

- (1) 退会の申し出があったとき
- (2) 大学でなくなったとき
- (3) 除名となったとき

(退会)

第 10 条 会員が退会しようとするときは、本センター代表理事宛に退会届を提出しなければならない。

- 2 会員の退会は、代表理事が承認する。
- 3 代表理事は、会員の退会の承認について、理事会に報告しなければならない。
- 4 会員として本センターの大学評価を受審した大学が、評価を受審した年度から起算して 7か年度以内に会員を退会する場合は、当該の大学評価受審の評価手数料について、遡って非会員として受審した場合の額とすることとし、退会時に差額を本センターに支払う。

(資格の除名)

第 11 条 会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の議を経て除名する。

- (1) 会費が長期間滞納となったとき
- (2) 本センターの名誉を著しく毀損し、又は信用を失わせる行為があったとき

(雑則)

第 12 条 この規程の改廃は、理事会が決定する。

- 2 この規程に定めるもののほか、会員に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

附則

この規程は、2019 年 5 月 7 日から施行する。

別表

会員会費（年額）	
学生定員	会費の額
1,000 人未満	12 万円
1,000 人以上 2,000 人未満	24 万円
2000 人以上	36 万円